

167/2556 (อ.84)

2013 年 10 月 21 日

B0I がタイの中小企業強化、 効率向上のための機械化処置を打ち出す

投資委員会が 39 業種にわたる現地資本が 51%以上あり、投資金額 50 万バーツ以上あるタイの中小企業強化処置を承認した。認可を受けるには 2014 年 12 月までに申請しなければならない。奨励者には 8 年間法人税免除、機械の輸入関税免除などの恩典が付与されるが、他に、すでに進めている効率向上のための機械化処置も打ち出された。

キッティラット・ナラノーン副首相兼財務大臣が議長を務めた 2013 年 10 月 7 日の投資委員会会議の後プラサート・ブンチャイスック工業大臣のの発表によると、会議で B0I に企業強化のため、中小企業投資促進処置、そして効率向上のための機械化処置という 2 つの処置を打ち出させることが放任された。条件としてどちらの処置においても 2014 年 12 月 31 日までに申請をしなければならないのである。

中小企業投資促進処置において主な条件として投資金額（土地代および運転資金を除き）が 50 万バーツ以上あり、タイ国籍の資本が登録資本金の 51%以上あり、奨励者の奨励事業と非奨励事業との純固定資産合計または投資資本金（土地代および運転資金を除き）が 2 億バーツを超えてはならない。

中小企業投資促進処置の対象業種は 4 業種における 39 事業となる。動物の飼育や植物の増殖、バイオ肥料や有機肥料の製造、加工食品製造、ゴム製品製造など農作物に付加価値をつける 13 業種ある。

第 2 には機械製造、自動車部品製造、電子・電気機器製造、プラスチック製品製造、印刷物製造など生産技術を要する重要サポート産業における 16 事業である。

第3にはテキスタイル製造、衣料製造、宝石および装飾品製造、発明品製造、家具製造、ソフトウェア開発、製品デザインなど創造産業における7事業である。

第4にはホテル、文化美術展示場、タイ映画制作または映画制作産業へのサービスなどサービスおよび観光支援業種における3事業である。

奨励されるタイの中小企業は以下の恩典が付与される。ゾーンを問わず機械輸入関税の免除、ゾーンを問わず投資金額(土地代および運転資金を除く)の100%まで8年間法人税の免除である。

そのほか、会議では効率向上のための機械化処置が承認されたとプラサート氏は更に話した。本処置の対象業種は奨励事業か非奨励事業か問わず現行の事業であり、現行の生産ラインの自動化など機械の入れ替え計画を提出しなければならない。

効率向上のための機械化処置で奨励された事業はゾーンを問わず機械輸入関税の免除、ゾーンを問わず投資金額(土地代および運転資金を除く)の50%まで3年間法人税の免除が付与されるが、法人税の免除は現行事業の収入を対象とする。なお、奨励事業の恩典行使は税務局の機械入れ替え促進処置のものに重複しないこと。